不適切な服務管理

【地方公務員法】

(職務に専念する義務)

第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

【職務に専念する義務の特例に関する条例】

（職務に専念する義務の免除）

第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

三　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合

【職務に専念する義務の特例に関する規則】

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合

【令和５年５月８日付け改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】

第８－３　新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務免除の取扱いについて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 総務部　統計課 | 新型コロナウイルス感染症に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 |
| Ａ | 令和４年９月６日 | 午前９時30分から午後６時00分まで（全日） | 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があったため |
| 令和４年９月７日 | 午前９時30分から午後６時00分まで（全日） | 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があったため |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の服務上の取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第２条第12号に該当するものとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。(1)　職務に専念する義務を免除する場合ｂ　保健所（帰国者・接触者相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合(2)　職務に専念する義務を免除する期間(1)ｂに該当する場合、濃厚接触者として外出自粛等の協力要請を受けた期間又は時間 | 誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。検出事項の原因は、申請者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者における職務専念義務免除の範囲について認識不足であったこと及び直接監督責任者においても確認不足であったことにある。再発防止策として、課内職員に服務に関する申請を適正に行うように周知を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際は、申請内容を再確認するように徹底する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月９日から同月27日まで）